

司法書士

合格ゾーン購入特典

民法大改正ポイント解説講座

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 177079

SU17707

第1部 改正の内容

1 錯誤無効とその周辺

旧法	改正法
第95条 意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。	第95条 1 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤 2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第1項の規定による意思表示の取消しをすることができない。 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったとき。 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。 4 第1項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

・無効から取消しへ

旧法	改正法
第96条 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知っていたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。 3 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。	第96条 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。 3 前2項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。

・2項は、心裡留保の場合でも相手方が善意有過失のときに無効となることとのバランス。

・3項は、第三者保護要件が「善意」から「善意無過失」へ

2 時効

旧法	改正法
第 166 条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。 第 167 条 1 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。 2 債権又は所有権以外の財産権は、20 年間行使しないときは、消滅する。	(債権等の消滅時効) 第 166 条 1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間行使しないとき。 二 権利を行使することができる時から 10 年間行使しないとき。 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から 20 年間行使しないときは、時効によって消滅する。 (人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効) 第 167 条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第 1 項第 2 号の規定の適用については、同号中「10 年間」とあるのは、「20 年間」とする。

- ・ 債権の消滅時効の期間短縮
- ・ この改正により、商法 522 条の商事消滅時効の規定が廃止される。商事債権についても、民法 166 条の時効の規定が適用されることになる。
- ・ 職業別の短期消滅時効も廃止される（旧 170 条から 174 条まで削除）。
- ・ 時効の中断が「更新」に、停止が「完成猶予」に変更される。また、この 2 つの割振りの整理を行った。基本的な考え方は、権利行使の意思が明らかかな場合を「完成猶予」として、権利の存在について確証が得られた場合を「更新」とした。

3 解除とその影響

旧法	改正法
(新設)	第 412 条の 2 1 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。 2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第 415 条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

・原始的不能が無効ではなくなる。債務不履行による損害賠償請求をするか、解除をして解決することになる。

旧法	改正法
第 543 条 履行の全部又は一部が不能となったときは、債権者は、契約の解除をすることができる。ただし、その債務の不履行が債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。	第 542 条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。 一 債務の全部の履行が不能であるとき。

・解除の要件として、帰責事由が不要となった。解除の役割が、「債務者に対する責任追及の手段」から「契約の拘束力から債権者を解放する手段」へと変わることになる。

旧法	改正法
対応条文なし	(履行不能による解除権) 第 543 条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

- ・ 帰責事由のある債権者からの解除は認めない。

旧法	改正法
第 534 条 1 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。 2 不特定物に関する契約については、第 401 条第 2 項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。	削除

- ・ 債権者主義の廃止

旧法	改正法
第 536 条 1 前 2 条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。	第 536 条 1 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

- ・ 履行拒絶という考え方へ
- ・ 2 項の場合は、解除もできない。

旧法	改正法
対応条文なし	第 562 条 1 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をするこ

	とができる。 2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。
--	---

- ・瑕疵担保責任の考え方の変化
- ・「瑕疵」から「契約不適合」へ
- ・買主の追完請求権を認める
- ・契約責任説の採用
- ・不特定物へも適用

旧法	改正法
(新設)	第 564 条 前 2 条の規定は、第 415 条の規定による損害賠償の請求並びに第 541 条及び第 542 条の規定による解除権の行使を妨げない。

- ・契約不適合の担保責任も債務不履行で処理をする

4 注目すべき改正

旧法	改正法
(新設)	(債務者の取立てその他の処分の権限等) 第 423 条の 5 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。

- ・判例法理（大判昭 14・5・16）の変更
- ・今までの判例法理＝債権者代位権が行使され、債務者に通知され又は債務者が知ったときは、債務者は権利の処分ができなくなる。

旧法	改正法
(連帯債務者の一人に対する履行の請求) 第 434 条 連帯債務者の一人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生ずる。	削除

- ・請求が相対効へ
- ・なお、免除も時効の完成も相対効へ

旧法	改正法
(隔地者間の契約の成立時期) 第 526 条 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。 2 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めるべき事実があった時に成立する。	削除

・契約の承諾が到達主義へ

旧法	改正法
(解除権者の行為等による解除権の消滅) 第 548 条 解除権を有する者が自己の行為若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。	(解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅) 第 548 条 解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

・「行為」を「故意」へ

旧法	改正法
第 550 条 書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。	第 550 条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

・「取消」→「撤回」→「解除」

旧法	改正法
第 604 条 賃貸借の存続期間は、20 年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、20 年とする。	第 604 条 賃貸借の存続期間は、50 年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50 年とする。

・長期を伸長

旧法	改正法
(新設)	第 613 条 3 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。

・判例の明文化

・賃貸借契約の合意解除は、転借人に対抗できない（大判昭 9・3・7）。

・賃貸借契約の債務不履行解除は、転借人に対抗できる（大判昭 10・11・18）。

・合意解除時に、賃借人の債務不履行により賃貸人に解除権が発生していた場合には、合意解除を転借人に対抗できる（最判昭 62・3・24）。

旧法	改正法
第 635 条 仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる。ただし、建物その他の土地の工作物については、この限りでない。	削除

- ・ 解除は売買の規定の準用でできるので、不要な規定を削除。
- ・ 土地工作物の場合の解除の制限がなくなる。

旧法	改正法
第 482 条 債務者が、債権者の承諾を得て、その負担した給付に代えて他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。	第 482 条 弁済をすることができる者（以下「弁済者」という。）が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

- ・ 要物契約から諾成契約へ

旧法	改正法
第 593 条 使用貸借は、当事者の一方が無償で使用及び収益をした後に返還をすることを約して相手方からある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。	第 593 条 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

- ・ 要物契約から諾成契約へ

旧法	改正法
(新設)	(書面とする消費貸借等) 第 587 条の 2 前条の規定にかかわらず、書面とする消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。 2 書面とする消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。 3 書面とする消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

・諾成契約としての消費貸借を認める。2つのタイプの消費貸借ができる。

5 新設規定など

(個人根保証契約の保証人の責任等)

第 465 条の 2

第 1 項 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下「根保証契約」という。）であって保証人が法人でないもの（以下「個人根保証契約」という。）の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

第 465 条の 3 個人根保証契約であってその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務（以下「貸金等債務」という。）が含まれるもの（以下「個人貸金等根保証契約」という。）において主たる債務の元本の確定すべき期日（以下「元本確定期日」という。）の定めがある場合において、その元本確定期日とその個人貸金等根保証契約の締結の日から 5 年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。

・ 根保証契約に関する類型の増加

- ①根保証契約
- ②個人根保証契約
- ③個人貸金等根保証契約

(定型約款の合意)

第 548 条の 2

1 定型取引（ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。）を行うことの合意（次条において「定型取引合意」という。）をした者は、次に掲げる場合には、定型約款（定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。）の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者（以下「定型約款準備者」という。）があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

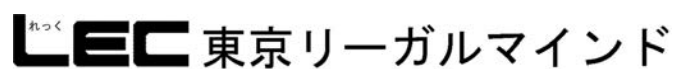
・ 定型約款の規定の新設

第 2 部 今後の流れ

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2017 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU17707